

非居住者に係る暗号資産等取引情報の 自動的交換のための報告制度の概要

令和7年6月
国税庁

目次

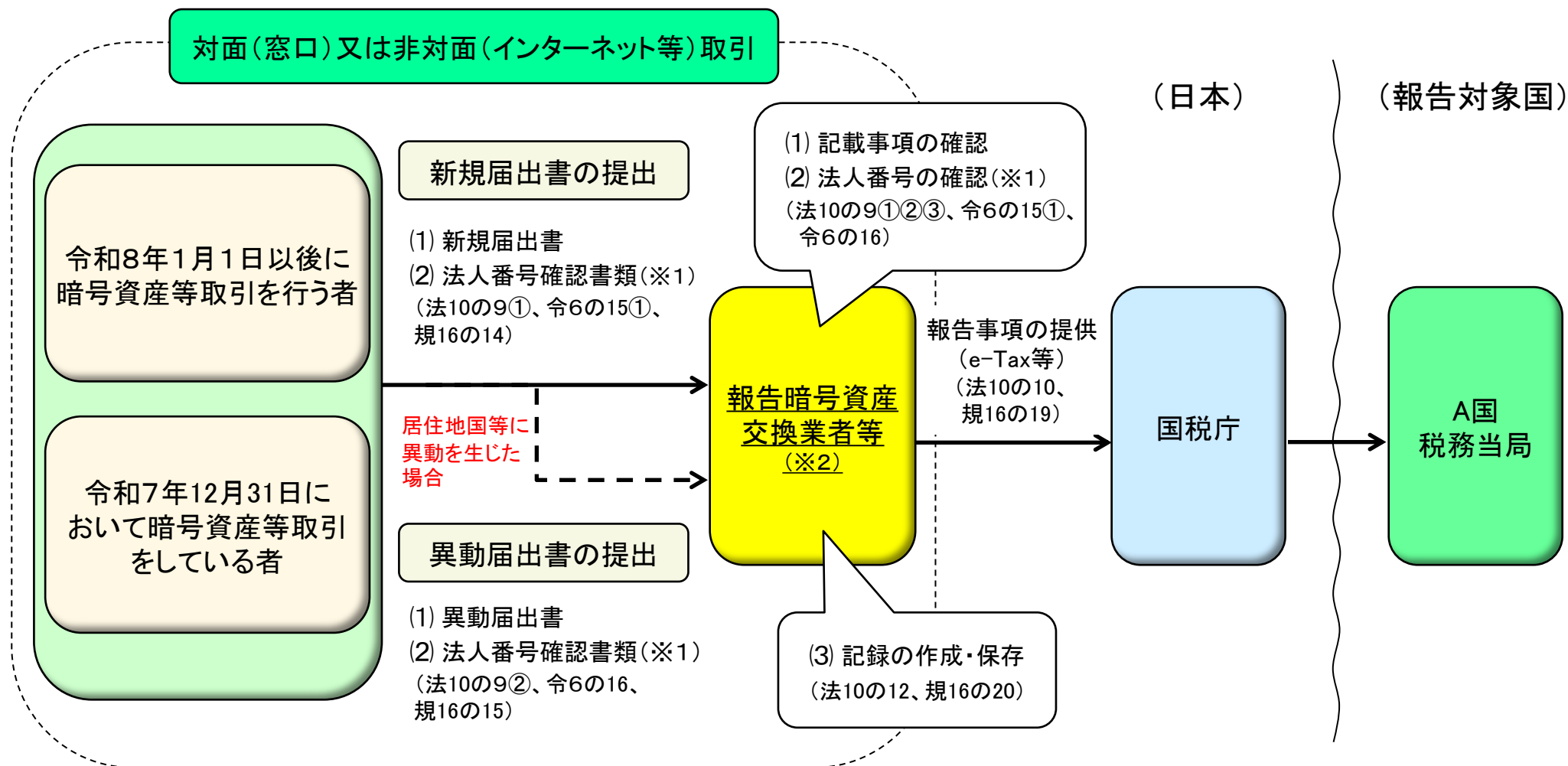
1. 略語と正式名称	2
2. 報告フローチャート	3
3. 報告事項の提供	4
4. デューディリジェンス手続	5
5. 犯収法との関係	10
6. 報告暗号資産交換業者等による記録の作成・保存	14
7. 罰則等	15

※ 本資料は、令和8年1月1日現在施行されている法令に基づいて作成しています。

1. 略語と正式名称

略語	正式名称
法	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律 (昭和44年法律第46号)
実特法	
令	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令 (昭和62年政令第335号)
規	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令 (昭和44年大蔵省、自治省令第1号)
犯収法	犯罪による収益の移転防止に関する法律 (平成19年法律第22号)
犯収法令	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令 (平成20年政令第20号)
犯収法規	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則 (平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号)

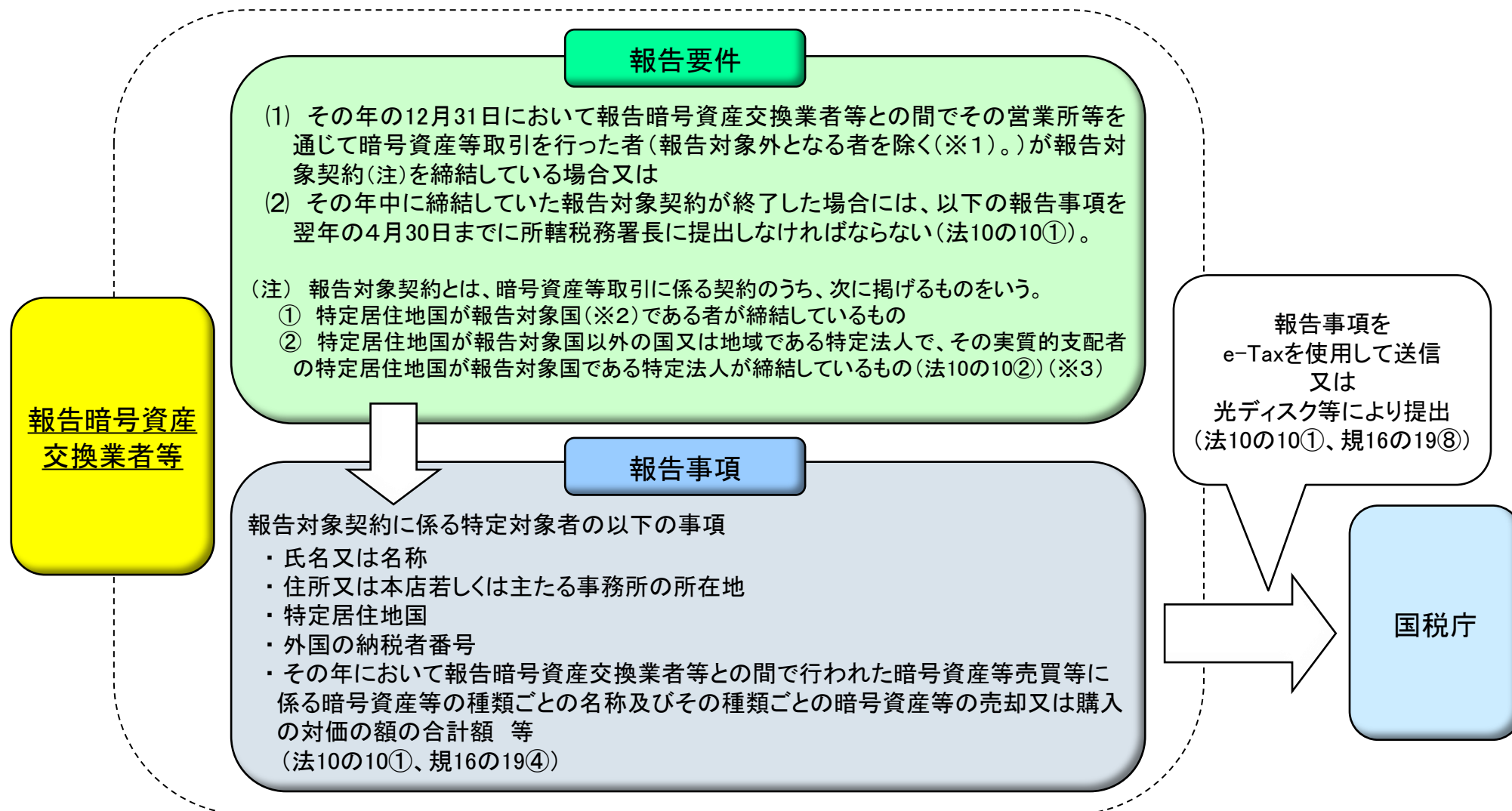
2. 報告フローチャート



※1 一定の場合には、新規届出書又は異動届出書を提出する者による法人番号確認書類の提示及び報告暗号資産交換業者等による法人番号の確認が必要(「各種届出書の提出」(5ページ)を参照)(令6の15①、令6の16)。

※2 一定の場合に、報告暗号資産交換業者等は、新規届出書又は異動届出書の提出者に対し、異動届出書の提出を要求し、又は住所等所在地国と認められる国若しくは地域の特定を行う必要がある(法10の9④、令6の17)。

3. 報告事項の提供



※1 脱税リスクの低いと考えられる事業者(上場法人等)に関する報告事項の提供は不要(法10の10①、令6の24①、規16の19①)。

※2 租税条約等の相手国等のうち一定の国又は地域をいう(法10の10②一)。具体的には、租税条約等の相手国等のうちCARFに従って非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換を実施することについての税務当局間の合意がなされた国又は地域をいい、今後、この税務当局間の合意を踏まえ、順次、規定される見込み。

※3 報告暗号資産交換業者等との間で締結し、又は締結していた報告対象契約の他にその報告暗号資産交換業者等との間で締結していた他の暗号資産等取引に係る契約(報告対象契約を除きます。)がある場合で、一定の要件を満たす場合には、当該他の暗号資産等取引に係る契約に係る暗号資産等売買等に関する情報についても、報告の対象とされている(令6の24③)。

4. デューディリジェンス手続(1) - 各種届出書の提出

【新規届出書の提出】

(届出書の提出を要する者)

- (1) 令和8年1月1日以後に報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引を行う者
- (2) 令和7年12月31日において報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引をしている者

(新規届出書の提出者)

- (1) 新規届出書の提出(法10の9①前段)
- (2) 法人番号確認書類の提示(令6の15①、規16の14④⑤)(※1)

届出書の記載事項(法10の9①前段、規16の14①):

- ・ 氏名、住所及び生年月日又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地
- ・ 居住地国の名称及び居住地国が外国である場合の当該国の納税者番号
- ・ 住所等所在国・地域と居住地国が異なる場合の事情の詳細等

(注) ①届出書を提出しなかった者、②虚偽の記載を行った者(法10の9⑤七イ・ロに掲げる者に限る。)には、罰則あり(法13④五)。

(報告暗号資産交換業者等)

- (1) 記載事項の確認(法10の9①後段・規16の14③)
- (2) 法人番号の確認(令6の15①、規16の14⑤)(※1)

左記の届出書の記載事項を、暗号資産等取引実施者から口座開設等のために提出又は提示を受けた書類(例: 犯収法に基づき必要な書類)(規16の14③)により確認。

一定の場合(※1)には、左記の届出書の記載事項のうち、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を、法人番号確認書類(規16の14④)により確認。

(注) 各国の納税者番号制度については、[OECD AEOIポータルサイト](#)にて確認が可能。

【異動届出書の提出】

(届出書の提出を要する者)

- (1) 新規届出書又は異動届出書を提出後に、それらの届出書に記載した①居住地国、②特定法人該当性、③特定法人に係る実質的支配者該当性及びその居住地国、④報告対象外となる者への該当性に異動があった者
- (2) 特定手続において、報告暗号資産交換業者等から提出を求められた者

(異動届出書の提出者)

- (1) 異動届出書の提出(法10の9②)
- (2) 法人番号確認書類の提示(令6の16①②、規16の15⑤)(※1、2)

届出書の記載事項(法10の9②、規16の15②):

- ・ 異動を生じた後の新規届出書の記載事項(規16の14①各号に掲げる事項)
- ・ 異動を生じた場合に該当することとなる前に提出した届出書等に記載した事項(異動を生じたものに限る。)

(注) 虚偽の記載を行った者(法10の9⑤七イ・ロに掲げる者に限る。)には、罰則あり(法13④五)。

(報告暗号資産交換業者等)

- (1) 記載事項の確認(法10の9③、規16の15③)
- (2) 法人番号の確認(令6の16①②、規16の15⑤)(※1、2)

左記の届出書の記載事項を、当該届出書と併せて提出・提示を受けた書類により確認。

一定の場合(※1、2)には、左記の届出書の記載事項のうち、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を、法人番号確認書類(規16の15④)により確認。

(注) 各国の納税者番号制度については、[OECD AEOIポータルサイト](#)にて確認が可能。

※1 届出書の提出をする者が「内国法人である特定法人のうち、当該特定法人に係る実質的支配者(10・11ページ参照)(居住地国が外国であるものに限る。))がある者」である場合が対象。報告暗号資産交換業者等が、法人番号公表サイトに公表された届出書の提出をする内国法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号が届出書の記載事項と同じであることの確認を行った場合には、法人番号確認書類の提示を不要とし、当該報告暗号資産交換業者等は法人番号確認書類による確認不要。また、報告暗号資産交換業者等が、届出書に記載された名称及び本店又は主たる事務所の所在地につき、一般財団法人民事法務協会から送信を受けた登記情報に記録された事項と同じであることの確認をした場合には、当該届出をする者は法人確認書類の提示をしたものとみなす。

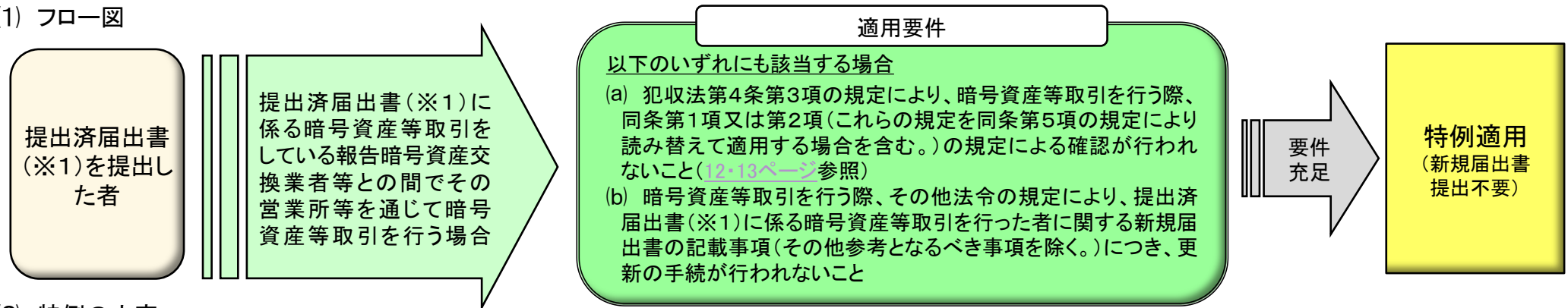
※2 新規届出書又は異動届出書の提出時において、報告暗号資産交換業者等が既に法人番号の確認を行っている場合又は法人番号確認書類による確認を要しないこととされた場合は、確認不要。

(備考) 各種届出書の提出期限については、「届出書の提出期限と特定手続の特定期限」(8ページ)を参照。

4. デューディリジェンス手続(2) - 暗号資産等取引を行う者による新規届出書のみなし提出に関する特例

【1 提出済届出書(※1)を提出している場合(令6の15②、規16の14⑥)】

(1) フロー図

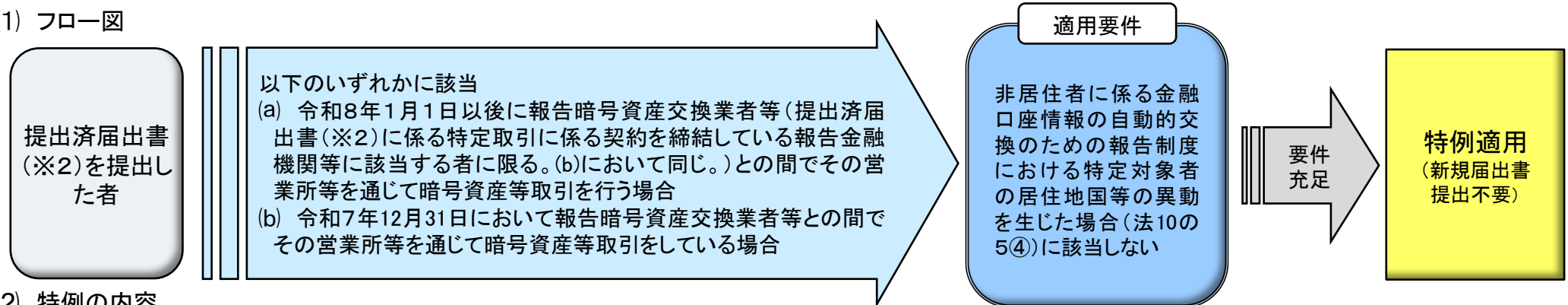


(2) 特例の内容

当該暗号資産等取引については、新規届出書の提出を要しないこととされ、その暗号資産等取引を行う者は、その暗号資産等取引を行う際に、提出済届出書のうち直近に提出されたものに居住地国として記載された国又は地域と同一の国又は地域が居住地国として記載された新規届出書の提出をしたものとみなす。

【2 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度における特定取引に係る提出済届出書(※2)を提出している場合(令6の15③)】

(1) フロー図



(2) 特例の内容

当該暗号資産等取引については、新規届出書の提出を要しないこととされ、(a)の暗号資産等取引を行う者にあつてはその暗号資産等取引を行う際、(b)の暗号資産等取引をしている者にあつては令和8年12月31日(※3)に、提出済届出書のうち直近に提出されたものに居住地国として記載された国又は地域と同一の国又は地域が居住地国として記載された新規届出書の提出をしたものとみなす。

※1 新規届出書(法10の9①)又は異動届出書(法10の9②)のことをいう。

※2 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度における特定取引に係る新規届出書(法10の5①)、任意届出書(法10の5③)又は異動届出書(法10の5④)のことをいう。

※3 新規届出書の提出を要しないこととなった時から同日までに居住地国等の異動を生じた場合は、その異動を生じた日の前日。

4. デューディリジェンス手続(3) - 居住地国等の特定手続

届出書の記載事項・特定結果等(※1)		新情報(※2)の取得		特定手続			特定結果等		
個人		・居住地 ・住所等所在地	居住地・住所等所在地 国と異なることを示す新情報 の取得	異動届出書の 提出の要求 【法10の9④】	提出あり【法10の9④】			異動届出書に記載された居 住地国	
					提出なし 【令6の5①】(※4)		新情報に基づく 特定	新規届出書又は異動届出書 に記載された居住地国 + 新規住所等所在地国	
法人等	法人等	・居住地 ・住所等所在地	居住地・住所等所在地 国と異なることを示す新情報 の取得	同上	提出あり【法10の9④】			異動届出書に記載された居 住地国	
					提出なし 【令6の5①】(※4)		新情報に基づく 特定	新規届出書又は異動届出書 に記載された居住地国 + 新規住所等所在地国	
	実質的 支配者	特定法人への該当性	特定法人に該当するかどうかに関する新情報の取得	同上 (※3)	提出あり【法10の9④】			異動届出書に記載された事項 に基づく	
		-----			提出なし 【令6の5②】(※4)	保存 記録 の 確認	住所等所在地 国情報あり	住所等所在地	
		実質的支配者の有無 (犯収法による確認)					住所等所在地 国情報なし	特定なし	
		・居住地 ・住所等所在地	居住地・住所等所在地 国と異なることを示す新情報 の取得		同上	提出あり【法10の9④】			異動届出書に記載された居 住地国
						提出なし 【令6の5③】(※4)		新情報に基づく 特定	新規届出書又は異動届出書 に記載された居住地国 + 新規住所等所在地国
	報告対 象外と なる者	報告対象外となる者への 該当性	報告対象外となる者に該当 するかどうかに関する新情報 の取得	同上	提出あり【法10の9④】			異動届出書に記載された事項 に基づく	
					提出なし 【令6の5⑤】(※4)			報告対象外となる者に該当し ないものとして取り扱う	

※1 新規届出書又は異動届出書に記載された居住地国等の記載事項及び異動届出書が提出されなかった場合に報告暗号資産交換業者等が特定した住所等所在地国等をいう。

※2 特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域その他の事実が、提出済みの届出書等に記載された居住地国その他の一定の事項と異なることを示す報告暗号資産交換業者等が保存している記録に追加される情報をいう。(規16の16②)

※3 特定法人該当性に係る新情報を取得したことにより、異動届出書の提出を要求した場合において、当該異動届出書の提出がなかったときは、当該要求の時から異動届出書の提出までの間は、特定法人に該当するものとして特定手続を行う。(令6の17①による準用・読替後の令6の5④)

※4 令6の17①による準用・読替後の規定による。

4. デューディリジェンス手続(4) - 届出書の提出期限と特定手続の特定期限

届出書の提出		提出期限
新規届出書の提出 (法10の9①前段)	令和8年1月1日以後に 暗号資産等取引を行う者	暗号資産等取引を行う際
	令和7年12月31日において 暗号資産等取引をしている者	令和8年12月31日
異動届出書の提出(法10の9②)		居住地国その他の省令で定める事項(規16の15①)に異動を生じた日(※) から3月を経過する日

特定手続	特定期限
特定手続(法10の9④)	新情報の取得の日から3月を経過する日

※ 異動を生じた事項が、実質的支配者(10・11ページ参照)に係るものである場合には、届出書を提出した者がその異動を生じたことを知った日。

4. デューディリジェンス手続(5) - 「暗号資産等取引実施者」と「特定対象者」の関係

区分		暗号資産等取引実施者【法10の9①】		特定対象者【法10の9①】 ※ 実質的支配者がある特定法人の場合の特定対象者は、当該特定法人及びその実質的支配者	
個人		個人		暗号資産等取引実施者(＝個人)	
法人等 【法10の9⑤七イ】	法人	法人		暗号資産等取引実施者(＝法人)	
	組合 【法10の9⑤六イ】	特定組合員等 【法10の9⑤六】	組合の組合員 (個人又は法人)	特定組合員等に係るもの(＝組合)	
	組合に準ずる事業体 【法10の9⑤六ロ】		組合に準ずる事業体の業務として行う者(個人又は法人)	特定組合員等に係るもの (＝組合に準ずる事業体)	
	信託 【法10の9⑤六ハ】		信託の受託者 (個人又は法人)	外国に税務上の居住地を有する法人等に該当する信託	特定組合員等に係るもの (＝信託)
				上記以外	暗号資産等取引実施者 (＝信託の受託者)

実特法の規定

実特法(抄)

第10条の9 次の各号に掲げる者は、その者(次の各号に掲げる者が特定法人である場合において、当該特定法人に係る実質的支配者があるときにあっては、当該特定法人及びその実質的支配者とし、次の各号に掲げる者が特定組合員等(信託の受託者にあっては、当該信託が第5項第7号イに掲げる法人等に該当する場合における当該受託者に限る。以下この項において同じ。)である場合にあっては、当該各号の暗号資産等取引をその業務として行う当該特定組合員等に係る第5項第6号イからハまでに掲げるものとする。以下この条、次条第1項及び第10条の12第1項において「特定対象者」という。)の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、居住地国その他の総務省令、財務省令で定める事項を記載した届出書を、第1号に掲げる者にあっては同号の暗号資産等取引を行う際、第2号に掲げる者にあっては令和8年12月31日までに、当該各号の報告暗号資産交換業者等の営業所等の長に提出しなければならない。この場合において、当該各号の報告暗号資産交換業者等の営業所等の長は、総務省令、財務省令で定めるところにより、当該届出書に記載されている事項を確認しなければならない。

- 一 令和8年1月1日以後に報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引を行う者
- 二 令和7年12月31日において報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引をしている者

2～4 省略

5 この条から第10条の12までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～五 省略

六 特定組合員等 次に掲げるものの区分に応じそれぞれ次に定める者をいう。

イ 組合契約(民法第667条第1項に規定する組合契約(これに類するものとして政令で定める契約を含む。)又は匿名組合契約等(匿名組合契約及び外国におけるこれに類する契約をいう。イにおいて同じ。)をいう。イにおいて同じ。)によって成立する組合 組合契約を締結している組合員(匿名組合契約等)にあっては、匿名組合契約等に基づいて出資を受ける者)であって、暗号資産等取引を当該組合契約によって成立する組合の業務として行うもの

ロ イに掲げる組合に準ずる事業体 暗号資産等取引を当該事業体の業務として行う者

ハ 信託 信託の受託者であって、暗号資産等取引を当該信託の業務として行うもの

七 居住地国 次に掲げるものの区分に応じそれぞれ次に定める国又は地域をいう。

イ 外国の法令において、当該外国に住所を有し、若しくは一定の期間を超えて居所を有し、若しくは本店若しくは主たる事務所若しくはその事業が管理され、かつ、支配されている場所を有することその他当該外国にこれらに類する場所を有することにより、又は当該外国の国籍を有することその他これに類する基準により、所得税又は法人税に相当する税を課されるものとされている個人又は法人等(法人又は前号イからハまでに掲げるものをいう。以下この号において同じ。) 当該外国

ロ・ハ 省略

6～8 省略

5. 犯収法との関係(1) – 実質的支配者の定義

実特法等の内容	犯収法等の規定
○ 実質的支配者の定義 ⇒ 法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものをいい(法10の9⑤五)、具体的には、犯収法第4条第1項若しくは第2項又は犯収法規第20条第3項(同条第1項第24号に係る部分に限る。)の規定により、同令第11条第2項各号に定める者として確認された者をいう(規16の18)。	犯収法(抄) (取引時確認等) 第4条 特定事業者(第2条第2項第45号に掲げる特定事業者(第12条において「弁護士等」という。)を除く。以下同じ。)は、顧客等との間で、別表の上欄に掲げる特定事業者の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める業務(以下「特定業務」という。)のうち同表の下欄に定める取引(次項第2号において「特定取引」といい、同項前段に規定する取引に該当するものを除く。)を行うに際しては、主務省令で定める方法により、当該顧客等について、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。 一 本人特定事項(自然人にあっては氏名、住居(本邦内に住居を有しない外国人で政令で定めるもの)にあっては、主務省令で定める事項)及び生年月日をいい、法人にあっては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。) 二 取引を行う目的 三 当該顧客等が自然人である場合にあっては職業、当該顧客等が法人である場合にあっては事業の内容 四 当該顧客等が法人である場合において、その事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして主務省令で定める者があるときにあっては、その者の本人特定事項 2 特定事業者は、顧客等との間で、特定業務のうち次の各号のいずれかに該当する取引を行うに際しては、主務省令で定めるところにより、当該顧客等について、前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあっては、資産及び収入の状況(第2条第2項第46号に掲げる特定事業者にあっては、前項各号に掲げる事項)の確認を行わなければならない。この場合において、第1号イ又はロに掲げる取引に際して行う同項第1号に掲げる事項の確認は、第1号イ又はロに規定する関連取引時確認を行った際に採った当該事項の確認の方法とは異なる方法により行うものとし、資産及び収入の状況の確認は、第8条第1項又は第2項の規定による届出を行うべき場合に該当するかどうかの判断に必要な限度において行うものとする。 一 次のいずれかに該当する取引として政令で定めるもの イ 取引の相手方が、その取引に関連する他の取引の際に行われた前項若しくはこの項(これらの規定を第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第4項の規定による確認(ロにおいて「関連取引時確認」という。)に係る顧客等又は代表者等(第6項に規定する代表者等をいう。ロにおいて同じ。)になりすましている疑いがある場合における当該取引 ロ 関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等(その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。)との取引 二 特定取引のうち、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域として政令で定めるもの(以下この号において「特定国等」という。)に居住し又は所在する顧客等との間におけるものその他特定国等に居住し又は所在する者に対する財産の移転を伴うもの 三 前2号に掲げるもののほか、犯罪による収益の移転防止のために厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引として政令で定めるもの 3～6 省 略 (次ページへ続く)

5. 犯収法との関係(1) – 実質的支配者の定義(続き)

実特法等の内容	犯収法等の規定
	犯収法規(抄) (実質的支配者の確認方法等) 第11条 省 略 2 法第4条第1項第4号及び令第12条第3項第3号に規定する主務省令で定める者(以下「<u>実質的支配者</u>」という。)は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。 一 株式会社、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第12項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社その他のその法人の議決権(会社法第308条第1項その他これに準ずる同法以外の法令(外国の法令を含む。))の規定により行使することができないとされる議決権を含み、同法第423条第1項に規定する役員等(会計監査人を除く。)の選任及び定款の変更に関する議案(これらの議案に相当するものを含む。)の全部につき株主総会(これに相当するものを含む。)において議決権を行使することができない株式(これに相当するものを含む。以下この号において同じ。)に係る議決権を除く。以下この条において同じ。)が当該議決権に係る株式の保有数又は当該株式の総数に対する当該株式の保有数の割合に応じて与えられる法人(定款の定めにより当該法人に該当することとなる法人を除く。以下この条及び第14条第3項において「<u>資本多数決法人</u>」という。)のうち、その議決権の総数の4分の1を超える議決権を直接又は間接に有していると認められる自然人(当該資本多数決法人の事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合又は他の自然人が当該資本多数決法人の議決権の総数の2分の1を超える議決権を直接若しくは間接に有している場合を除く。)があるもの 当該自然人 二 資本多数決法人(前号に掲げるものを除く。)のうち、出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人があるもの 当該自然人 三 資本多数決法人以外の法人のうち、次のイ又はロに該当する自然人があるもの 当該自然人 イ 当該法人の事業から生ずる収益又は当該事業に係る財産の総額の4分の1を超える収益の配当又は財産の分配を受ける権利を有していると認められる自然人(当該法人の事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合又は当該法人の事業から生ずる収益若しくは当該事業に係る財産の総額の2分の1を超える収益の配当若しくは財産の分配を受ける権利を有している他の自然人がある場合を除く。) ロ 出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人 四 前3号に定める者がいない法人 当該法人を代表し、その業務を執行する<u>自然人</u> 3・4 省 略 (確認記録の記録事項) 第20条 法第6条第1項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 一～二十三 省 略 二十四 顧客等(国等を除く。)が法人であるときは、実質的支配者の本人特定事項及び当該実質的支配者と当該顧客等との関係並びにその確認を行った方法(当該確認に書類を用いた場合には、当該書類の名称その他の当該書類を特定するに足りる事項を含む。) 二十五～三十 省 略 2 省 略 3 特定事業者は、第1項第20号から第24号まで及び第26号から第29号までに掲げる事項に変更又は追加があることを知った場合は、当該変更又は追加に係る内容を確認記録に付記するものとし、既に確認記録又は同項第3号の規定により添付した本人確認書類若しくは補完書類の写し若しくは添付資料に記録され、又は記載されている内容(過去に行われた当該変更又は追加に係る内容を除く。)を消去してはならない。この場合において、特定事業者は、確認記録に付記することに代えて、変更又は追加に係る内容の記録を別途作成し、当該記録を確認記録と共に保存することとすることができる。

5. 犯収法との関係(2) – 暗号資産等取引を行う者等による新規届出書のみなし提出の特例の適用要件

実特法等の内容	犯収法等の規定																										
○ 暗号資産等取引を行う者に係る提出済届出書を提出した者が暗号資産等取引を行う場合における新規届出書のみなし提出の特例の適用要件(6ページ参照) 1 犯収法第4条第3項の規定により、暗号資産等取引を行う際、同条第1項又は第2項(これらの規定を同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による確認が行われないこと(令6の15②一) 2 省 略	犯収法(抄) (取引時確認等) 第4条 省 略 (10ページ右側参照) 2 省 略 (10ページ右側参照) 3 第1項の規定は、当該特定事業者が他の取引の際に既に同項又は前項(これらの規定を第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による確認(当該確認について第6条の規定による確認記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。)を行っている顧客等との取引(これに準ずるものとして政令で定める取引を含む。)であって政令で定めるものについては、適用しない。 4 省 略 5 特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人が顧客等と異なる場合であって、当該顧客等が国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他政令で定めるもの(以下この項において「国等」という。)であるときには、第1項又は第2項の規定の適用については、次の表の第1欄に掲げる顧客等の区分に応じ、同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td rowspan="3">国等(人格のない社団又は財団を除く。)</td><td>第1項</td><td>次に</td><td>第1号に</td></tr><tr><td>第1項第1号</td><td>本人特定事項</td><td>当該特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人の本人特定事項</td></tr><tr><td>第2項</td><td>前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあつては、資産及び収入の状況(第2条第2項第46号に掲げる特定事業者にあつては、前項各号に掲げる事項)</td><td>前項第1号に掲げる事項</td></tr><tr><td rowspan="4">人格のない社団又は財団</td><td>第1項</td><td>次に</td><td>第1号から第3号までに</td></tr><tr><td>第1項第1号</td><td>本人特定事項</td><td>当該特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人の本人特定事項</td></tr><tr><td>第1項第3号</td><td>当該顧客等が自然人である場合にあつては職業、当該顧客等が法人である場合にあつては事業の内容</td><td>事業の内容</td></tr><tr><td>第2項</td><td>前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあつては、資産及び収入の状況(第2条第2項第46号に掲げる特定事業者にあつては、前項各号に掲げる事項)</td><td>前項第1号から第3号までに掲げる事項</td></tr></table> 6 省 略 (次ページへ続く)				国等(人格のない社団又は財団を除く。)	第1項	次に	第1号に	第1項第1号	本人特定事項	当該特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人の本人特定事項	第2項	前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあつては、資産及び収入の状況(第2条第2項第46号に掲げる特定事業者にあつては、前項各号に掲げる事項)	前項第1号に掲げる事項	人格のない社団又は財団	第1項	次に	第1号から第3号までに	第1項第1号	本人特定事項	当該特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人の本人特定事項	第1項第3号	当該顧客等が自然人である場合にあつては職業、当該顧客等が法人である場合にあつては事業の内容	事業の内容	第2項	前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあつては、資産及び収入の状況(第2条第2項第46号に掲げる特定事業者にあつては、前項各号に掲げる事項)	前項第1号から第3号までに掲げる事項
	国等(人格のない社団又は財団を除く。)	第1項	次に	第1号に																							
		第1項第1号	本人特定事項	当該特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人の本人特定事項																							
		第2項	前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあつては、資産及び収入の状況(第2条第2項第46号に掲げる特定事業者にあつては、前項各号に掲げる事項)	前項第1号に掲げる事項																							
	人格のない社団又は財団	第1項	次に	第1号から第3号までに																							
		第1項第1号	本人特定事項	当該特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人の本人特定事項																							
		第1項第3号	当該顧客等が自然人である場合にあつては職業、当該顧客等が法人である場合にあつては事業の内容	事業の内容																							
		第2項	前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあつては、資産及び収入の状況(第2条第2項第46号に掲げる特定事業者にあつては、前項各号に掲げる事項)	前項第1号から第3号までに掲げる事項																							

5. 犯収法との関係(2) – 暗号資産等取引を行う者等による新規届出書のみなし提出の特例の適用要件(続き)

実特法等の内容	犯収法等の規定
	犯収法令(抄) (既に確認を行っている顧客等との取引に準ずる取引等) 第13条 法第4条第3項に規定する顧客等との取引に準ずるものとして政令で定める取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。 - 一 当該特定事業者(法第2条第2項第1号から第38号まで及び第40号に掲げる特定事業者に限る。以下この号において同じ。)が他の特定事業者¹に委託して行う第7条第1項第1号又は第3号に定める取引であって、当該他の特定事業者が他の取引の際に既に取引時確認(当該他の特定事業者が当該取引時確認について法第6条の規定による確認記録(同条第1項に規定する確認記録をいう。次号において同じ。)の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。)を行っている顧客等との間で行うもの - 二 当該特定事業者が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の特定事業者の事業を承継した場合における当該他の特定事業者が他の取引の際に既に取引時確認を行っている顧客等との間で行う取引(当該他の特定事業者が当該特定事業者に対し当該取引時確認について法第6条第1項の規定により作成した確認記録を引き継ぎ、当該特定事業者が当該確認記録の保存をしている場合におけるものに限る。) 2 法第4条第3項に規定する政令で定めるものは、当該特定事業者(前項第1号に掲げる取引にあつては、同号に規定する他の特定事業者)が、主務省令で定めるところにより、その顧客等が既に取引時確認を行っている顧客等であることを確かめる措置をとった取引(当該取引の相手方が当該取引時確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがあるもの、当該取引時確認が行われた際に当該取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等(その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。))との間で行うもの、疑わしい取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものを除く。)とする。 犯収法規(抄) (顧客等について既に取引時確認を行っていることを確認する方法) 第16条 令第13条第2項に規定する主務省令で定める方法は、次の各号に掲げることのいずれかにより顧客等(国等である場合にあつては、その代表者等又は当該国等(人格のない社団又は財団を除く。))が確認記録に記録されている顧客等と同一であることを確認するとともに、当該確認を行った取引に係る第24条第1号から第3号までに掲げる事項を記録し、当該記録を当該取引の行われた日から7年間保存する方法とする。 - 一 預貯金通帳その他の顧客等が確認記録に記録されている顧客等と同一であることを示す書類その他の物の提示又は送付を受けること。 - 二 顧客等しか知り得ない事項その他の顧客等が確認記録に記録されている顧客等と同一であることを示す事項の申告を受けること。 2 前項の規定にかかわらず、特定事業者は、顧客等又は代表者等と面識がある場合その他の顧客等が確認記録に記録されている顧客等と同一であることが明らかな場合は、当該顧客等が確認記録に記録されている顧客等と同一であることを確認したものとすることができる。 (取引記録等の記録事項) 第24条 法第7条第1項及び第2項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 - 一 口座番号その他の顧客等の確認記録を検索するための事項(確認記録がない場合にあつては、氏名その他の顧客等又は取引若しくは特定受任行為の代理等を特定するに足りる事項) - 二 取引又は特定受任行為の代理等の日付 - 三 取引又は特定受任行為の代理等の種類 四～九 省 略

6. 報告暗号資産交換業者等による記録の作成・保存

記録の作成が必要な場合 (法10の12①、規16の20①)	記録事項 (規16の20②)
1 届出書等の提出を受けた場合 2 法10の9④の規定による異動届出書の提出の要求をした場合 3 法10の9④の規定による住所等所在地国と認められる国又は地域の特定を行った場合	1 届出書等の提出に関する以下の事項 (1) 当該届出書等の提出を受けた年月日 (2) 当該届出書等に記載された事項(当該届出書等を文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて記録に添付する場合を除く。) (3) 当該届出書等の提出が、法令の規定による異動届出書の提出の要求(法10の9④)によるものである場合には、その旨 2 特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定(法10の9④)に関する以下の事項 (1) 異動届出書の提出の要求に関する以下の事項 イ 当該要求の基となった新情報を取得した年月日その他新情報に該当することとなる事情の詳細 ロ 当該要求を行った年月日及び行った手続の内容 ハ 当該要求を行った届出書等を提出した者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地 ニ 報告暗号資産交換業者等がハの届出書等を提出した者に係る暗号資産等取引に係る契約を識別するために用いる番号、記号その他の符号 ホ 当該要求を行った場合において、当該異動届出書の提出がなかったときは、その旨 (2) 特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定に関する以下の事項 イ 当該特定を行った年月日及び行った手続の内容 ロ 当該特定を行った暗号資産等取引に係る特定対象者((1)ハの届出書等を提出した者を除く。)の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地 ハ 当該特定が行われた場合には、当該特定が行われた国又は地域の名称及びその特定の基礎となった情報 ニ 当該特定が行われなかった場合には、その旨 3 報告事項を提供した年月日及びその報告事項 4 移転をした暗号資産等の区分に応じた勘定への受入れ(規16の19④五)に係る識別子又はその識別子を特定するに足る記号番号 5 上記1から4に掲げる事項のうち報告事項の提供の回避を主たる目的とする行為等があった場合の特例(法10の11)の適用に係るものがある場合には、以下の事項 (1) 当該事項につき、当該特例の適用がないものとした場合における1から4までの事項 (2) 当該事項に係る特定行為(法10の11①の規定によりなかったものとされた行為又は同条②の規定によりあったものとされた行為を行わなかったことをいう。(2)において同じ。)の内容及び当該特定行為が報告事項の提供の回避(同条①②)を主たる目的の1つとして行われたものであることについての事情の詳細 6 その他参考となるべき事項

7. 罰則等

1 報告暗号資産交換業者等の報告事項の提供に係る税務職員の質問検査権

国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、報告事項の提供に関する調査について必要があるときは、当該報告事項の提供をする義務がある者に質問し、その者の報告対象契約に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができるほか、報告事項の提供に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができることとされている（法10の13①②、規16の21）。

2 罰則

次のいずれかに該当する者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処することとされている（法13④）。

- (1) 上記1の当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (2) 上記1の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者
- (3) 新規届出書を暗号資産等取引の際若しくは令和8年12月31日までに報告暗号資産交換業者等の営業所等の長に提出せず、若しくは新規届出書若しくは異動届出書に偽りの記載をし、若しくは特定行為（法10の11①の規定によりなかったものとされた行為又は同条②の規定によりあったものとされた行為を行わなかったことをいう。（3）及び（4）において同じ。）に係る記載をして報告暗号資産交換業者等の営業所等の長に提出した者又は電磁的方法により偽りの事項若しくは特定行為に係る事項を提供した者（これらの者のうち法10の9⑤七イ・ロに掲げる者に限る。）
- (4) 報告事項をその提供の期限までに、電子情報処理組織（e-Tax）を使用して報告事項を送信する方法又は報告事項を記録した光ディスク等を提出する方法により、税務署長に提供せず、又はこれらの方法により偽りの事項若しくは特定行為に係る事項を税務署長に提供した者